

2022年3月14日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷三丁目27番11号

株式会社セイファート

代表取締役社長 長谷川 高志

第32期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第32期(2021年1月1日から2021年12月31日まで)定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいまして、同封の委任状用紙に議案の賛否をご表示頂き、ご押印の上、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年3月29日(火曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷三丁目27番11号 祐真ビル1階 当社会議室
3. 目的事項
報告事項 1. 第32期(2021年1月1日から2021年12月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類及び計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

- ・各議案の概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類(41頁)」に記載のとおりであります。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※45頁に当株主総会における「新型コロナウイルス感染防止への当社の対応について」ご案内しております。
ご確認の上、ご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

I. 企業集団の現況

1. 当連結会計年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の普及に伴う感染者の減少や各種政策の効果等により、緩やかな回復傾向にありました。しかし一方で、新たな変異株が確認されるなど依然として予断を許さない状況も続いており、今後の経済情勢についても、先行き不透明な状態が続くものと想定いたしております。

当社グループの属する美容業界におきましては、長期化した新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策による美容室営業体制の多様化や、顧客の消費マインドの冷え込み等による影響を受け、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような事業環境のもと、当社のサロンサポート事業は「美容業界および関連市場の活性化の促進」のため、美容室経営企業に向けた「広告求人サービス」の拡大、優秀な美容師人材の「紹介・派遣サービス」による美容室経営サポート、美容業界向け「教育(その他)サービス」による教育機会の提供等により、美容業界の活性化を促進するための取り組みを継続いたしております。

当連結会計年度におきまして、「広告求人サービス」の収益の柱である美容師に特化した広告求人サイト「re-request/QJ navi」は、美容室経営企業からの採用ニーズが復調したことを受けて、広告掲載件数の増加、及び掲載単価の上昇により、売上高は前連結会計年度と比べ伸長いたしました。また、同サービスの第2の柱である「新卒採用商品」の「re-request/QJ 就職フェア」においても、リアルフェアとオンラインフェアを組み合わせ日本全国の主要都市で当該フェアを開催したことにより、開催回数及び参加企業数は前連結会計年度より増加いたしました。それに伴い、全国の約9,200人(前連結会計年度比58.0%増)の美容学生と、美容室経営企業を結びつける機会を創出することができました。

「紹介・派遣サービス」における美容師派遣サービス「re-request/QJ casting」は、新型コロナウイルス感染症による美容室の営業体制変更や、顧客の来店人数制限の影響が、当初想定した期間を超えて継続したことにより、サービス需要の回復に時間を要しております。

「教育(その他)サービス」におきましては、美容学校及び美容室経営企業との関係性を深めるため、City&Guildsに係る「資格認証」のプログラムを導入する美容学校を増加させることで、産学協同の普及に尽力いたしております。

関係会社であるSEYFERT International USA, Inc. (米国) の美容室運営については、米国内における新型コロナウイルス感染症対策の影響による、店舗の営業体制変更及び顧客の来店人数制限等により、来店客数が想定を若干下回って推移いたしました。

これらの結果、当連結会計年度における当社グループの連結業績につきましては、売上高 2,284 百万円（前連結会計年度比 3.6%増）、営業利益 264 百万円（前連結会計年度比 208.0%増）、経常利益は 252 百万円（前連結会計年度比 84.5%増）となり、特別利益として在外子会社清算に伴う為替換算調整勘定取崩益 1 百万円、特別損失として新型コロナウイルス感染症による損失 19 百万円、建物の減損損失 3 百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は 145 百万円（前連結会計年度比 316.2%増）となりました。

（２）設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資等の総額は66百万円であります。その主な内容はソフトウェアの31百万円、及びソフトウェア仮勘定の19百万円であります。そのうち広告求人サービスの広告求人サイト改修が24百万円、新規アプリ開発が14百万円であります。

（３）資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、金融機関より長期借入金130百万円を資金調達しております。

（４）事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

（５）他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

（６）吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

（７）他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

2. 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 29 期 (2018 年 12 月期)	第 30 期 (2019 年 12 月期)	第 31 期 (2020 年 12 月期)	第 32 期 当連結会計年度 (2021 年 12 月期)
売 上 高 (千 円)	—	2,615,616	2,204,720	2,284,070
経 常 利 益 (千 円)	—	127,945	136,875	252,515
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	—	71,039	34,866	145,107
1 株当たり当期純利益(円)	—	78.93	38.74	161.23
総 資 産 (千 円)	—	2,069,416	2,342,291	1,879,147
純 資 産 (千 円)	—	356,558	370,684	500,918
1 株当たり純資産額 (円)	—	396.18	411.87	556.58

(注) 1. 当社は、第32期より会社法第444条に定める連結計算書類を作成しております。第30期及び第31期の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき監査を受けた連結財務諸表の数値を記載しており、会社法第444条第4項に定める会計監査人の監査を受けておりません。また、第29期については、連結財務諸表を作成していないため記載を省略しております。

2. 当社は、2021年10月6日付けで普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。2019年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 29 期 (2018 年 12 月期)	第 30 期 (2019 年 12 月期)	第 31 期 (2020 年 12 月期)	第 32 期 当事業年度 (2021 年 12 月期)
売 上 高 (千 円)	2,595,067	2,482,114	2,123,199	2,183,908
経 常 利 益 (千 円)	158,144	128,380	145,634	242,897
当 期 純 利 益 (千 円)	98,987	76,341	62,087	137,603
1 株当たり当期純利益(円)	109.99	84.82	68.99	152.89
総 資 産 (千 円)	2,056,118	2,053,868	2,375,271	1,910,404
純 資 産 (千 円)	318,434	376,900	420,927	540,683
1 株当たり純資産額(円)	353.82	418.78	467.70	600.76

(注) 1. 当社は、第32期より会計監査人を設置しております。従いまして、第29期の数値については、会社法第436条第2項第1号に定める会計監査人の監査を受けていない計算書類に基づくものであり、第30期及び第31期の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき監査を受けた財務諸表の数値を記載しておりますが、会社法第436条第2項第1号に定める会計監査人の監査を受けておりません。

2. 当社は、2021年10月6日付けで普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。2018年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

社名	資本金	当社の 議決権比率	主な事業内容
SEYFERT International USA, Inc. (米国)	USD 300,000	100%	米国カリフォルニア州において美容室2店舗を運営しており、主に日本人美容師による美容サービスの提供を行っております。

(3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

4. 対処すべき課題

当社グループは、今後も美容業界の環境変化に常に適応し、美容室経営企業の経営課題の解決と美容師・美容学生の夢を叶える商品開発を続け、業績の向上と財務体質の強化に取り組んで参ります。

①既存商品及びサービスの成長

当社グループは、これまでも当社の特徴である「リアル営業」と「デジタル(IT)」の融合により、顧客ニーズにきめ細やかに対応したサービスの提案に努め、市場における「広告求人サービス」のシェアを拡大して参りました。

そのような中、新型コロナウイルス感染症の影響については、翌事業年度も続くことが想定されるため、当社は「リアル営業」と「デジタル(IT)」の融合を促進し、製販一体となった当社ならではの強みを活かしながら販売エリアを拡大することで、「re-request/QJ navi」を中心とした各既存商品の更なる収益の拡大を図って参ります。また、「新卒採用商品」における「re-request/QJ 就職フェア」についても、リアルフェアとオンラインフェアを組み合わせ、国内の主要都市で開催することで、収益の拡大は可能であると確信しております。

②新規商品開発への取り組み

当社グループは、次の美容師の中心世代となる「Z世代*美容師向け情報アプリ」の開発を行っております。これからの美容業界の最前線で活躍するZ世代は、スマホが当たり前のSNSネイティブ世代と言われております。そのため、当アプリは必要な情報を探す時にだけアクセスする検索型メディアではなく、読み物記事や、トレンド情報、スキルアップ情報をアプリ上にSNSライクなビジュアルで表示させる計画としております。これにより当アプリは、知りたい情報を探す時にだけアクセスするツールではなく、鮮度の高い情報に触れるためにユーザー自らが頻繁にアクセスするプラットフォームとなります。このプラットフォームに掲載される情報で美容師及び美容学生を囲い込みながら、ユーザーの動向等を分析し、その個人と適合する美容室経営企業との採用マッチングを行って参る計画であります。

※Z世代とは、1990年代半ばから、2000年代にかけて生まれた世代を指します。

③ガバナンスの確立とコンプライアンスの遵守

当社グループは、グループの内部統制に係る体制が健全に機能することが、企業価値の継続的な発展に資すると認識しております。そのため、業務の適正性と財務報告の信頼性を維持するための内部統制システムの健全な運用と法令の遵守を推進しております。

また、法令遵守に留まらず、社会的要請に応えることができる企業グループであるべく、不正・違反を見逃すことなく、報告、是正、改善、再発防止ができるコンプライアンス体制を確立しております。

ガバナンスの確立とコンプライアンスの遵守を通じて、経済情勢や社会情勢等の経営を取り巻く環境の変化に柔軟に対応できるよう、企業体質の強化に努めて参ります。

5. 主要な事業内容（2021年12月31日現在）

サービス区分	主な商品	主な商品の概要
広告求人サービス	re-request/QJ navi	美容師に特化した広告求人サイトです。求人情報には、当社社員が広告の制作段階から関与することによって、定型的な広告を掲載するのではなく、より美容室の魅力を伝えられる情報を掲載しております。
	re-request/QJ navi 新卒	「re-request/QJ navi」を更に美容学生の就職活動に特化させた広告求人サイトです。サイト内には美容学生が美容室へと足を運ぶきっかけを作り、就職機会を増やすことができる仕掛けを施しております。
	re-request/QJ 就職フェア	就活イベントである当該フェアでは、美容学生及び就職活動中の美容師と、活発な採用活動を行っている美容室経営企業が、直接のコミュニケーションをフェア会場、又はオンライン上で図ることで、双方にとってベストマッチとなる就職を実現できるようサポートしています。
紹介・派遣サービス	re-request/QJ agent	成功報酬型の紹介サービス「re-request/QJ agent」、並びに単発日程にて仕事がしたい美容師と人材が必要な美容室の間を結ぶ日々紹介サービス「re-request/QJ agent mini」等、美容師・美容室経営企業を人材面でサポートしております。
	re-request/QJ casting	美容師が希望する柔軟な働き方に応えることができ、また美容室経営企業が必要な時だけ必要な人材を確保できるよう、美容師人材派遣サービスにてサポートしております。
教育(その他)サービス	資格証明	美容学校及び美容室経営企業へ英国教育機関「City&Guilds」から認証された美容に係る教育プログラムを提供しております。
	美容室経営(米国)	米国カリフォルニア州において、SEYFERT International USA, Inc. による美容室2店舗の運営を行っております。

(注) 広告求人サービスは、その他に美容学生向け就職情報誌「re-request/QJ for ROOKIES」、美容室プロモーション・メディアサービス「beauget」、美容室新規出店時等のノベルティ制作サービス「セールスプロモーション」等、美容室経営企業をサポートするサービスを提供しております。

6. 主要な拠点等（2021年12月31日現在）

①当社

本 社：東京都渋谷区渋谷3丁目27番11号 祐真ビル2階
関西ブランチ：大阪府大阪市西区立売堀1丁目2番12号 本町平成ビル8階
東海ブランチ：愛知県名古屋市中区錦1丁目13番26号 名古屋伏見スクエアビル2階

②重要な子会社

SEYFERT International USA, Inc. (米国)：2579 Pacific Coast HWY Torrance CA 90505

7. 従業員の状況（2021年12月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
140名(4)	△9名	37.8歳	9年5ヵ月

(注) 1. 従業員数は当社グループの正社員及び契約社員の人員数であり、派遣美容師スタッフの人員数は含んでおりません。

2. 臨時従業員数(人材派遣会社からの派遣社員)は、最近1年間の平均人数を()内に外数で記載しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
132名(4)	△5名	37.3歳	9年7ヵ月

(注) 1. 従業員数は当社の正社員及び契約社員の人員数であり、派遣美容師スタッフの人員数は含んでおりません。

2. 臨時従業員数(人材派遣会社からの派遣社員)は、最近1年間の平均人数を()内に外数で記載しております。

8. 主要な借入先の状況（2021年12月31日現在）

(単位：千円)

借入先	借入金残高
株式会社東日本銀行	180,600
株式会社商工組合中央金庫	160,000
株式会社みずほ銀行	84,000
株式会社群馬銀行	60,300
株式会社きらぼし銀行	58,173

(注) 当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため2021年8月27日付にて株式会社商工組合中央金庫をアレンジャーとしてコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

設定した資金調達枠 1,200,000千円
借入実行残高 288,000千円
差引額 912,000千円

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は2022年2月4日に東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場いたしました。

Ⅱ. 会社の状況

1. 会社の株式の状況（2021年12月31日現在）

（1）発行可能株式総数 3,600,000株

（2）発行済株式の総数 900,000株

（3）株主数 71名

（4）大株主（上位11名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社ビューティープロスペリティー	308,000 株	34.2%
長谷川 高志	221,800 株	24.6%
長谷川 美栄	90,000 株	10.0%
山 田 実	58,000 株	6.4%
藤 本 宏志	37,000 株	4.1%
みずほ成長支援第2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員みずほキャピタル株式会社	30,000 株	3.3%
株式会社フルキャストホールディングス	30,000 株	3.3%
株式会社デイバイデイ	21,000 株	2.3%
平 野 岳史	20,000 株	2.2%
金 井 武弘	10,000 株	1.1%
沼 田 安弘	10,000 株	1.1%

（注）当社は、自己株式を保有しておりません。

（5）その他株式に関する重要な事項

当社は、2021年9月15日開催の取締役会決議により、同年10月6日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより株式数は891,000株増加し、発行済株式数は900,000株となっております。また、同年10月6日開催の臨時株主総会決議により、1単元を100株とする単元株制度を導入するとともに、発行可能株式総数を3,600,000株としております。

2. 会社の新株予約権等に関する事項（2021年12月31日現在）

（1）当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

①第6回新株予約権

（2016年3月29日開催の定時株主総会決議に基づく2016年4月27日開催の取締役会決議によるもの）

区分	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	割当日	行使期間	行使価額	保有する者の人数
取締役	100 個	普通株式 10,000 株	2016 年 4 月 30 日	2018 年 5 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで	1 株につき 1,000 円	2 名
計	100 個	普通株式 10,000 株				2 名

②第7回新株予約権

（2017年3月28日開催の定時株主総会決議に基づく2017年8月15日開催の取締役会決議によるもの）

区分	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	割当日	行使期間	行使価額	保有する者の人数
取締役	15 個	普通株式 1,500 株	2017 年 9 月 15 日	2019 年 9 月 16 日から 2027 年 8 月 15 日まで	1 株につき 1,100 円	2 名
計	15 個	普通株式 1,500 株				2 名

（注）新株予約権の行使の条件及び当社の新株予約権の取得に関する事項は、以下のとおりであります。

1. 新株予約権者は権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
2. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
3. 新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
4. 新株予約権の行使条件を満たすことができなくなった新株予約権者の新株予約権は、当社が無償取得することができる。

（2）当該事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

（3）その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2021 年 9 月 15 日開催の取締役会決議により、同年 10 月 6 日付で普通株式 1 株につき 100 株の割合で株式分割を行っております。これにより新株予約権 1 個につき目的となる株式数は当社普通株式 1 株から 100 株となり、1 株あたりの行使価格については、第 6 回新株予約権は 1,000 円、第 7 回新株予約権は 1,100 円となっております。

3. 会社役員に関する事項（2021年12月31日現在）

（1）取締役及び監査役の氏名等

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況	就任日
長谷川 高 志	代表取締役社長	株式会社ビューティープロスペリティー 代表取締役	2021 年 10 月 6 日
藤 本 宏 志	取締役副社長	コンプライアンス担当取締役	2021 年 10 月 6 日
鹿 島 修 司	取締役	サロン営業企画本部 本部長 学校法人産業能率大学経営学部 非常勤講師	2021 年 10 月 6 日
村 瀬 慶 祐	取締役	事業企画本部本部長 兼キャリアデザイン事業部管掌取締役	2021 年 10 月 6 日
津 倉 眞	取締役	津倉公認会計士事務所所長	2021 年 10 月 6 日
高 木 貴美子	常勤監査役	—	2021 年 10 月 6 日
荻 野 忠 彦	監査役	アイピー法律会計事務所 公認会計士・税理士 エムレボ・ジャパン株式会社 代表取締役 晴連監査法人 代表社員 株式会社アイパス 代表取締役	2021 年 10 月 6 日
江 木 晋	監査役	角家・江木法律事務所 弁護士 日揮商事株式会社 社外取締役 ギグワークス株式会社 社外監査役	2021 年 10 月 6 日

- （注）1. 取締役 津倉眞氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。同氏は公認会計士の資格を有しており、監査・会計・税務及び経営コンサルティングの経験や知見を有しております。
2. 監査役 荻野忠彦氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。同氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、監査・会計・税務及び経営コンサルティングの経験や知見を有しております。
3. 監査役 江木晋氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。同氏は弁護士の資格を有しており、法律全般に関する経験や知見を有しております。

（2）責任限定契約の内容と概要

当社は、社外取締役及び監査役の全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

（3）会社補償契約の内容と概要

当社は、取締役の長谷川高志、藤本宏志、鹿島修司、村瀬慶祐、津倉眞及び監査役の高木貴美子、荻野忠彦、江木晋と会社法第430条の2第1項に規定される会社補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を当社が補償することとしております。職務執行に関して悪意又は重大な過失があったことに起因する場合には補償を行わないとすることで会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

（4）役員等賠償責任保険契約の概要等

該当事項はありません。

(5) 当事業年度における取締役及び監査役の報酬等の総額

(単位：千円)

区分	支給人数	支払総額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	74,400 (3,600)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	14,200 (7,200)
計	8名	88,600

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、2004年7月30日開催の当社第13期定時株主総会にて年300,000千円以内として決議を頂いております。

2. 監査役の報酬限度額は、2004年7月30日開催の当社第13期定時株主総会にて年100,000千円以内として決議を頂いております。

(6) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社の関係

取締役の津倉眞は、津倉公認会計士事務所所長を兼務しておりますが、兼職先と当社との間には特別な利害関係はありません。

監査役の荻野忠彦は、アイピー法律会計事務所 公認会計士・税理士、エムレボ・ジャパン株式会社 代表取締役、晴連監査法人 代表社員、及び株式会社アイパス 代表取締役を兼務しておりますが、兼職先と当社との間には特別な利害関係はありません。

監査役の江木晋は、角家・江木法律事務所 弁護士、日揮商事株式会社 社外取締役、ギグワークス株式会社 社外監査役を兼務しておりますが、兼職先と当社との間には特別な利害関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

取締役の津倉眞氏は、公認会計士としての豊富な経験と財務及び会計の専門知識、並びに開示資料や金融商品取引法に関する深い知識と指導力を有しており、取締役会では適宜、決定事項や報告事項の審議等に有用な発言を積極的に行っております。

当事業年度に開催された取締役会27回の全てに出席しております。

監査役の荻野忠彦は、公認会計士及び税理士として、企業再編やIPO支援業務等に従事し、金融商品取引法、会社法、法人税法等の専門知識、及び内部統制等の知識にも精通しており、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。

当事業年度に開催された取締役会27回の全てに出席し、当事業年度に開催された監査役会16回の全てに出席しております。

監査役の江木晋氏は、弁護士として、会社組織再編、M&A、株主総会指導等に従事し、会社法、金融商品取引法等の法律、会計・税務等の様々な知識にも精通しており、リスク管理、及びコンプライアンスの遵守等についての提言、是正対応について等、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っております。

当事業年度に開催された取締役会27回の全てに出席し、当事業年度に開催された監査役会16回の全てに出席しております。

4. 会計監査人の状況

①会計監査人の名称 東陽監査法人

②報酬等の額

(単位：千円)

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,750

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③非監査業務の内容

当社は、東陽監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォート・レター作成業務についての対価を支払っております。

④会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、2020年12月29日の取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社は、当社、子会社の取締役及び使用人(以下、「当社及び子会社の役職員」という)の職務執行が、法令及び定款に適合する事を確保するため、「グループクレド」、「セイファートコンプライアンス基本方針」、「企業行動基準」を制定し、これを遵守いたします。
- b. 当社は、コンプライアンス担当取締役をコンプライアンス担当責任者として任命するものとし、当該コンプライアンス担当責任者は、当社及び子会社の横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の解決に努めるものとしたします。
- c. 当社は、コンプライアンスの推進及び徹底を図るため、リスク・コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンス担当責任者が主体となってコンプライアンスに関わる取組みの検討及び審議を行います。
- d. 「取締役会規程」、「リスクマネジメント及びコンプライアンス規程」を始めとする社内諸規則を制定し、これを遵守いたします。
- e. 総務人事部は、当社及び子会社の役職員に対する適切な教育研修体制を構築し、コンプライアンス遵守に関する研修を実施いたします。
- f. 監査役は「監査役監査規程」に基づき、公正不偏な立場から取締役の職務執行状況について適宜監査を実施し、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを監査しております。
- g. 当社及び子会社の役職員に対する職務執行の適切性を確保するため、総務人事部内に内部監査担当者を配置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施しております。また、内部監査担当者は、必要に応じ監査役と情報交換を行い、内部監査の質の向上を図っております。
- h. 当社は、社内外に内部通報窓口を設け、当社及び子会社の役職員に周知運営・対応するものとし、問題行為について情報を迅速に把握し、その対処に努めております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 取締役会議事録、稟議書、その他重要な会議記録等の、取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、文書管理規程等の社内規程に基づき、文書又は電磁媒体に記録し、適切に保存及び管理しております。
- b. 保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて社内規程に定められた期間とします。
- c. 文書管理は総務人事で行い、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社においては、「リスクマネジメント及びコンプライアンス規程」に基づき、当社及び子会社におけるリスクを洗い出し、各組織において、リスク低減及び未然防止を図るとともに、リスク・コンプライアンス推進委員会におけるリスクのモニタリング及びそのリスク内容を代表取締役社長に報告する体制を整えております。
- b. 当社は「リスクマネジメント及びコンプライアンス規程」、「情報システム管理規則」を制定し、当社及び子会社の役職員はこれを遵守しております。また、定期的にリスク管理に関する教育を実施し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するために対応手順に則り速やかに対応いたします。
- c. 取締役、執行役員は、重要会議等において報告される各会社の活動状況及び財務状況を把握し、当社及び子会社の損失に影響を与える重要事実の早期発見に努めます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 定時取締役会を毎月1回開催する他、機動的に意思決定を行うため、臨時で取締役会を開催することができるものとし、適切な職務執行が行える体制を確保しております。
- b. 取締役会の承認のもと、事業部報告会議を設置し、各部門責任者は業務執行状況を報告しております。
- c. 取締役会の意思決定に資するため、取締役会に執行役員をオブザーバーとして同席させ、執行役員は、取締役会付議事項の事前検討内容及び取締役会における業務執行状況報告に関する補足等を行います。
- d. 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、職務権限規程等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担しております。
- e. 当社は、「取締役会規程」を定め、取締役会の決議事項を明確にするとともに、その付議事項については資料を準備し、十分な検討ができる体制の構築に努めております。
- f. 当社は、中期経営計画及び年度予算計画を策定し、各組織において目的達成のために活動し、これらに基づいた業績管理を行っており、取締役に業績進捗状況の報告がなされる体制を整備しております。

⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 「グループクレド」、「関係会社管理規程」をグループ間で共有し、企業グループ価値の向上と業務の適正性確保を図っております。
- b. 内部監査による業務監査により、グループ会社の業務全般にわたる業務の効率化、不正の未然防止・事故の速やかな発見を可能にするための体制を確保しております。
- c. グループ会社に取り締役又は監査役を派遣し、グループ全体のリスクの抑止を図る体制を確保しております。
- d. 子会社の重要な意思決定事項については、「関係会社管理規程」に基づき、当社取締役会に報告し承認を得るものとしております。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当該要請に対して適切な人員を確保します。
 - b. 当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役からの指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、監査役から事前の同意を得ます。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制及び報告した者が当該報告を理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- a. 監査役は監査役会規程及び監査計画に基づき取締役会及び重要会議への出席、関係資料の閲覧等を行い、必要があれば取締役及び使用人に対しその報告を求めることができます。
 - b. 内部監査担当者は、監査計画や内部監査結果を監査役に定期的に報告いたします。
 - c. 取締役及び使用人は、監査役から業務の執行状況等について報告を求められた場合、会社に著しい損害を及ぼす事実を発見した場合は直ちに取締役会へ報告いたします。
 - d. 取締役及び使用人は内部通報の状況や内部統制システムの整備及び運用状況等について定期的に監査役へ報告いたします。
- ⑧ 監査役の職務について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- a. 監査役が、職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理いたします。
- ⑨ 報告体制その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 内部監査担当者は、内部監査規程及び監査役監査規程に基づき、内部監査の立案及び実施にあたっては、監査役と緊密な連携を保つと同時に、定期的な報告を行います。
 - b. 監査役は株主総会提出資料の調査をし、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を株主総会に報告いたします。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- a. 各種社内規程の整備と運用に対する内部監査担当者の評価及び報告体制に加え、監査役との連携強化により財務報告の信頼性を確保しております。
 - b. 適切な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、「経理規程」を定めております。今後は財務報告に関わる内部統制の体制整備と有効性の更なる向上を図る予定であります。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況

会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は以下のとおりです。

① 取締役、使用人の職務の執行

当社は、社内規程に基づき原則月 1 回取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要事項を決定するとともに、当社グループの業務執行に関する報告を受け、取締役の職務執行の監督を行いました。また、取締役会で決定した方針に基づき、効果的な職務執行が行われるよう、取締役会とは別に各部門の部門長が出席する事業部報告会議を開催しております。そこで各部門から経営上、実務上の重要な情報の正確かつ迅速な収集、伝達を行うことができるスキームを整え、十分な議論を行うとともに、意思決定の迅速化を図っております。

② 監査役

監査役は、取締役会への出席及びその他の重要会議への出席を通じて必要がある場合には意見を述べ、報告を受けるとともに、稟議書等の業務執行に係る重要文書を閲覧し、取締役、会計監査人、内部監査担当、各部門等との情報交換に努める等、より健全な経営体制と効果的な運用を図るための助言を行うとともに、監査の実効性を確保しております。

③ コンプライアンス

当社は、企業の社会的責任を果たすべく、法令遵守を周知徹底し、コンプライアンス体制を推進することを目的として、役職員に向け定期的にコンプライアンス通信の発信を行うとともに、定期的な教育研修を行っております。また、通報者の保護を徹底した内部通報制度により、違反等の早期発見に努めております。

④ 内部統制全般

当社は、業務の適正を確保するため、定期的に社内規程の見直しを行っております。また、内部監査による当社及び当社子会社の業務監査を通して内部統制全般の整備や運用状況等を監査しており、改善を進めております。内部監査の監査結果は代表取締役社長に報告された後、取締役会で報告される体制を取っており、リスクの管理体制の維持・向上を図っております。

⑤ 子会社経営管理

当社は、子会社の自主性を尊重し、子会社の創意を促すとともに、自己責任を徹底させることを基本としておりますが、関係会社管理規程で定める、会社経営の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告し承認を得るものとしております。また、当社内部監査担当者の業務監査により、業務の効率化、不正の未然防止等を図っております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つと認識しております。当社グループ業績の成長のための投資や財務体質の強化等のための内部留保等を考慮し、取締役会にて総合的に協議し、業績に応じて株主の皆様へ適切な利益還元を行うことを基本方針としております。

(注) 本事業報告に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,549,141	流 動 負 債	1,101,567
現 金 及 び 預 金	1,303,188	買 掛 金	59,550
受取手形及び売掛金	106,957	1年内償還予定の社債	30,000
た な 卸 資 産	8,690	短 期 借 入 金	288,000
そ の 他	132,487	1年内返済予定の長期借入金	243,886
貸 倒 引 当 金	△2,181	リ ー ス 債 務	6,099
		未 払 法 人 税 等	63,029
固 定 資 産	330,006	前 受 金	237,013
有形固定資産	33,709	賞 与 引 当 金	40,530
建 物	17,598	そ の 他	133,457
機械装置及び運搬具	210		
工具、器具及び備品	15,900	固 定 負 債	276,660
		長 期 借 入 金	131,289
無形固定資産	93,316	退職給付に係る負債	143,680
ソ フ ト ウ エ ア	76,116	そ の 他	1,690
ソフトウェア仮勘定	17,062		
そ の 他	138	負 債 合 計	1,378,228
		(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	202,979	株 主 資 本	503,448
投 資 有 価 証 券	38,577	資 本 金	50,000
長 期 貸 付 金	9,090	利 益 剰 余 金	453,448
繰 延 税 金 資 産	71,509	その他の包括利益累計額	△2,529
そ の 他	130,031	その他有価証券評価差額金	260
貸 倒 引 当 金	△46,228	為 替 換 算 調 整 勘 定	△2,790
		純 資 産 合 計	500,918
資 産 合 計	1,879,147	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,879,147

連結損益計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,284,070
売 上 原 価		849,642
売 上 総 利 益		1,434,427
販売費及び一般管理費		1,169,568
営 業 利 益		264,859
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	748	
為 替 差 益	3,115	
助 成 金 収 入	21,556	
債 務 勘 定 整 理 益	13,107	
そ の 他	1,211	39,739
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	16,146	
シンジケートローン手数料	26,228	
上 場 関 連 費 用	6,625	
そ の 他	3,083	52,083
経 常 利 益		252,515
特 別 利 益		
在外子会社清算に伴う為替換算調整勘定取崩益	1,300	1,300
特 別 損 失		
減 損 損 失	3,230	
新型コロナウイルス感染症による損失	19,346	22,576
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		231,239
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	79,673	
法 人 税 等 調 整 額	6,457	86,131
当 期 純 利 益		145,107
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		145,107

連結株主資本等変動計算書

（ 2021年1月1日から
2021年12月31日まで ）

(単位：千円)

	株主資本			その他の包括利益累計額			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	為替換算調整 勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	50,000	326,341	376,341	107	△5,764	△5,656	370,684
当期変動額							
剰余金の配当		△18,000	△18,000				△18,000
親会社株主に帰属する 当期純利益		145,107	145,107				145,107
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				152	2,974	3,127	3,127
当期変動額合計	—	127,107	127,107	152	2,974	3,127	130,234
当期末残高	50,000	453,448	503,448	260	△2,790	△2,529	500,918

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数

1 社

連結子会社の名称

SEYFERT International USA, Inc.

なお、前連結会計年度では連結子会社でありました株式会社G 3 D Japanは、当連結会計年度において清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

a. 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

b. その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

a. 商品・貯蔵品

月次総平均法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算出)

b. 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算出)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年～40年
機械装置及び運搬具	2年～5年
工具、器具及び備品	4年～20年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社は、債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(5) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を当連結会計年度に係る連結計算書類から適用し、連結注記表に「会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

会計上の見積りに関する注記

当社の繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した当社の繰延税金資産の金額 71,509千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社の収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の見積額及び将来加算一時差異に基づいて、一時差異等のスケジューリングの結果、将来の税金負担額を軽減する効果を有する範囲内で繰延税金資産を計上しております。

② 主要な仮定

将来の課税所得の生じる時期及び金額は、販売単価、販売数量、及びその成長率等の仮定を含め、経営者が承認した中期経営計画に基づいて見積っております。なお、新型コロナウイルス感染症について、当社グループの中期経営計画への大きな影響はないと見込んでおります。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変化によって影響を受けることから、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合は、それに伴い将来の税金負担額を軽減する効果を有する範囲の変動により繰延税金資産の金額も変動し、その結果、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う会計上の見積りに関して)

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が少なくとも一定期間続くとの仮定のもと会計上の見積りを会計処理に反映しております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響は不確定要素が多く、翌連結会計年度の当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

定期預金	80,000千円
------	----------

(2) 担保に係る債務

短期借入金	120,000千円
-------	-----------

1年内返済予定の長期借入金	40,000千円
---------------	----------

計	160,000千円
---	-----------

2. たな卸資産の内訳

商品及び製品	2,535千円
--------	---------

仕掛品	5,438千円
-----	---------

貯蔵品	717千円
-----	-------

計	8,690千円
---	---------

3. 有形固定資産の減価償却累計額 84,187千円

4. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関2行と当座貸越契約及び取引金融機関7行と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越限度額及び 貸出コミットメントの総額	1,500,000千円
---------------------------	-------------

借入実行残高	288,000千円
--------	-----------

差引額	1,212,000千円
-----	-------------

5. 財務制限条項

(1) 借入金(2017年3月15日締結のシンジケートローン)については、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 各連結会計年度の末日において単体の貸借対照表に記載される純資産の部の金額をマイナスとしないこと。
- ② 各連結会計年度の末日において単体の損益計算書に記載される経常損益を2期連続で損失としないこと。

借入金残高 100,000千円

(2) 借入金(2021年8月27日締結のコミットメントライン)については、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 各連結会計年度の末日において単体の貸借対照表に記載される純資産の部の金額をマイナスとしないこと。
- ② 各連結会計年度の末日において単体の損益計算書に記載される経常損益を2期連続で損失としないこと。

借入金残高 288,000千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	9,000	891,000	—	900,000

(注) 2021年9月15日開催の取締役会決議により、2021年10月6日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより株式数は891,000株増加し、発行済株式総数は900,000株となっております。

2. 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 54,000株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年3月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	18,000	2,000	2020年12月31日	2021年3月31日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年3月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 18,000千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 20円
- ④ 基準日 2021年12月31日
- ⑤ 効力発生日 2022年3月30日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、広告求人サービス、紹介・派遣サービス並びに教育(その他)サービスを行うための投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入と社債により調達しております。また、短期的な運転資金についても銀行借入により調達しており、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。長期貸付金については、貸付先の信用リスクに晒されております。これらの信用リスクに関しては、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早

期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び満期保有目的の債券であります。これらの投資有価証券については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、市況や取引先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。また、外貨建の有価証券については、為替の変動リスクに晒されておりますが、定期的に為替差損益等を把握し、取締役会に報告されております。

営業債務である買掛金、未払法人税等は、全て1年以内の支払期日であります。借入金及び社債は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金を調達したものであり、返済期日は決算日後、最長で4年以内であります。また、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。これらの金銭債務については、流動性リスクに晒されておりますが、定期的に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持により流動性リスクを管理しております。

また、変動金利の借入金及び社債については、金利の変動リスクに晒されておりますが、定期的に金利の変動状況をモニタリングしており、金利変動による負担増減の早期把握に努めております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください)。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,303,188	1,303,188	—
(2) 受取手形及び売掛金	106,957		
貸倒引当金	△2,181		
	104,775	104,775	—
(3) 投資有価証券	21,165	21,090	△74
(4) 長期貸付金	9,090		
貸倒引当金	△9,090		
	—	—	—
資産計	1,429,128	1,429,054	△74
(1) 買掛金	59,550	59,550	—
(2) 短期借入金	288,000	288,000	—
(3) 未払法人税等	63,029	63,029	—
(4) 社債(1年以内含む)	30,000	30,000	—
(5) 長期借入金(1年以内含む)	375,175	375,919	744
(6) リース債務	6,099	6,146	47
負債計	821,854	822,646	791

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、及び(2) 受取手形及び売掛金

これらは全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は金融機関から提示された価格によっております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、個別に信用リスクを見積もった回収見込額により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、及び(3) 未払法人税等

これらは全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債

変動金利によるものであり、短期間で市場金利が反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金、及び(6) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額
(単位：千円)

区分	2021年12月31日
非上場株式	17,412

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,303,188	—	—	—
受取手形及び売掛金	106,957	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	—	20,092	—
合計	1,410,145	—	20,092	—

(注4) 社債、借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	288,000	—	—	—	—	—
社債	30,000	—	—	—	—	—
長期借入金	243,886	81,812	35,292	14,185	—	—
リース債務	6,099	—	—	—	—	—
合計	567,985	81,812	35,292	14,185	—	—

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 556円58銭

1株当たり当期純利益 161円23銭

(注) 当社は2021年10月6日付けで普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

2021年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

(公募による新株式の発行)

当社は、株式会社東京証券取引所より上場承認を受け、2022年2月4日に同取引所 JASDAQ(スタンダード)に株式を上場いたしました。この株式上場にあたり、2021年12月24日及び2022年1月17日開催の取締役会において、下記のとおり募集株式の発行について決議し、2022年2月3日に払込が完了いたしました。

(1) 募集方法	一般募集 (ブックビルディング方式による募集)
(2) 募集株式の種類及び数	普通株式 420,800 株
(3) 発行価格	1 株当たり 1,120 円
(4) 引受価額	1 株当たり 1,030.40 円
(5) 資本組入額	1 株当たり 515.20 円
(6) 払込金額の総額	433,592,320 円
(7) 資本組入額の総額	216,796,160 円
(8) 払込期日	2022 年 2 月 3 日
(9) 資金の使途	①現行「re-request/QJ navi」全面リニューアル、②新規アプリ開発、③ERP導入・構築、④オフィス設備購入、⑤人材投資、⑥既存取引金融機関への融資返済にそれぞれ充当する予定です。

貸 借 対 照 表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,505,573	流 動 負 債	1,094,750
現 金 及 び 預 金	1,266,451	買 掛 金	59,550
売 掛 金	106,957	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	30,000
た な 卸 資 産	6,452	短 期 借 入 金	288,000
前 渡 金	16,690	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	243,886
前 払 費 用	16,916	リ ー ス 債 務	6,099
立 替 金	7,819	未 払 金	49,852
未 収 入 金	85,226	未 払 費 用	49,323
そ の 他	1,239	未 払 法 人 税 等	63,029
貸 倒 引 当 金	△2,181	未 払 消 費 税 等	22,409
固 定 資 産	404,830	前 受 金	236,759
有 形 固 定 資 産	26,781	賞 与 引 当 金	40,530
建 物	10,944	そ の 他	5,308
車 輜 運 搬 具	0	固 定 負 債	274,969
工具、器具及び備品	15,836	長 期 借 入 金	131,289
無 形 固 定 資 産	93,178	退 職 給 付 引 当 金	143,680
ソ フ ト ウ ェ ア	76,116		
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	17,062	負 債 合 計	1,369,720
投資その他の資産	284,870	(純 資 産 の 部)	
投 資 有 価 証 券	38,577	株 主 資 本	540,423
関 係 会 社 株 式	83,072	資 本 金	50,000
出 資 金	250	利 益 剰 余 金	490,423
破 産 更 生 債 権 等	18,145	利 益 準 備 金	10,800
長 期 貸 付 金	9,090	そ の 他 利 益 剰 余 金	479,623
長 期 前 払 費 用	1,436	繰 越 利 益 剰 余 金	479,623
繰 延 税 金 資 産	71,509	評 価 ・ 換 算 差 額 等	260
そ の 他	109,017	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	260
貸 倒 引 当 金	△46,228		
		純 資 産 合 計	540,683
資 産 合 計	1,910,404	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,910,404

損 益 計 算 書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,183,908
売 上 原 価		787,406
売 上 総 利 益		1,396,502
販売費及び一般管理費		1,135,397
営 業 利 益		261,104
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	748	
為 替 差 益	5,042	
助 成 金 収 入	21,556	
債 務 勘 定 整 理 益	499	
業 務 受 託 料	3,840	
そ の 他	551	32,239
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	16,058	
シンジケートローン手数料	26,228	
上 場 関 連 費 用	6,625	
そ の 他	1,533	50,446
経 常 利 益		242,897
特 別 損 失		
減 損 損 失	1,243	
新型コロナウイルス感染症による 損 失	16,730	17,974
税 引 前 当 期 純 利 益		224,923
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	79,541	
法 人 税 等 調 整 額	7,779	87,320
当 期 純 利 益		137,603

株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
			繰越利益 剰余金				
当期首残高	50,000	9,000	361,820	370,820	420,820	107	420,927
当期変動額							
剰余金の配当		1,800	△19,800	△18,000	△18,000		△18,000
当期純利益			137,603	137,603	137,603		137,603
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）						152	152
当期変動額合計	—	1,800	117,803	119,603	119,603	152	119,755
当期末残高	50,000	10,800	479,623	490,423	540,423	260	540,683

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用しております。

② 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

③ その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産

① 商品・貯蔵品

月次総平均法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算出)

② 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算出)

2. 重要な固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

当社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年～40年
車両運搬具	2年
工具、器具及び備品	4年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

当社は、債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

当社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を当事業年度から適用し、計算書類に「会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

会計上の見積りに関する注記

当社の繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した当社の繰延税金資産の金額 71,509千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表に注記している事項と同一であるため記載を省略しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う会計上の見積りに関して)

当社は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が少なくとも一定期間続くとの仮定のもと会計上の見積りを会計処理に反映しております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響は不確定要素が多く、翌事業年度の当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

定期預金	80,000千円
------	----------

(2) 担保に係る債務

短期借入金	120,000千円
-------	-----------

1年内返済予定の長期借入金	40,000千円
---------------	----------

計	160,000千円
---	-----------

2. たな卸資産の内訳

商品及び製品	297千円
仕掛品	5,438千円
貯蔵品	717千円
計	6,452千円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 63,082千円

4. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関2行と当座貸越契約及び取引金融機関7行と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越限度額及び 貸出コミットメントの総額	1,500,000千円
借入実行残高	288,000千円
差引額	1,212,000千円

5. 財務制限条項

(1) 借入金(2017年3月15日締結のシンジケートローン)については、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 各事業年度の末日において貸借対照表に記載される純資産の部の金額をマイナスとしないこと。
- ② 各事業年度の末日において損益計算書に記載される経常損益を2期連続で損失としないこと。

借入金残高 100,000千円

(2) 借入金(2021年8月27日締結のコミットメントライン)については、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 各事業年度の末日において貸借対照表に記載される純資産の部の金額をマイナスとしないこと。
- ② 各事業年度の末日において損益計算書に記載される経常損益を2期連続で損失としないこと。

借入金残高 288,000千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引

営業取引以外の取引高 3,840千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	9,000	891,000	—	900,000

(注) 2021年9月15日開催の取締役会決議により、2021年10月6日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより株式数は891,000株増加し、発行済株式総数は900,000株となっております。

2. 当事業年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 54,000株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年3月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	18,000	2,000	2020年12月31日	2021年3月31日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年3月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|------------|-------------|
| ① 配当金の総額 | 18,000千円 |
| ② 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ 1株当たり配当額 | 20円 |
| ④ 基準日 | 2021年12月31日 |
| ⑤ 効力発生日 | 2022年3月30日 |

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	43,966千円
賞与引当金	12,402 "
貸倒引当金	13,941 "
減損損失	380 "
資産除去債務	6,813 "
その他	8,583 "
繰延税金資産小計	86,087千円
評価性引当額	△14,462千円
繰延税金資産合計	71,624千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△114千円
繰延税金負債合計	△114千円
繰延税金資産の純額	71,509千円

関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額 | 600円76銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 152円89銭 |

(注) 当社は2021年10月6日付けで普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

2021年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

(公募による新株式の発行)

当社は、株式会社東京証券取引所より上場承認を受け、2022年2月4日に同取引所 JASDAQ(スタンダード)に株式を上場いたしました。この株式上場にあたり、2021年12月24日及び2022年1月17日開催の取締役会において、下記のとおり募集株式の発行について決議し、2022年2月3日に払込が完了いたしました。

(1) 募集方法	一般募集(ブックビルディング方式による募集)
(2) 募集株式の種類及び数	普通株式 420,800株
(3) 発行価格	1株当たり 1,120円
(4) 引受価額	1株当たり 1,030.40円
(5) 資本組入額	1株当たり 515.20円
(6) 払込金額の総額	433,592,320円
(7) 資本組入額の総額	216,796,160円
(8) 払込期日	2022年2月3日
(9) 資金の使途	①現行「re-request/QJ navi」全面リニューアル、②新規アプリ開発、③ERP導入・構築、④オフィス設備購入、⑤人材投資、⑥既存取引金融機関への融資返済にそれぞれ充当する予定です。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月18日

株式会社セイファート
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 高木 康 行
業務執行社員

指定社員 公認会計士 太田 裕 士
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社セイファートの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セイファート及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2021年12月24日及び2022年1月17日開催の取締役会において、公募による新株式の発行を決議し、2022年2月3日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の

執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月18日

株式会社セイファート
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 高木 康行
業務執行社員

指定社員 公認会計士 太田 裕士
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セイファートの2021年1月1日から2021年12月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2021年12月24日及び2022年1月17日開催の取締役会において、公募による新株式の発行を決議し、2022年2月3日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の

執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等とWEB経由のリモート手段も用いて意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は、相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月24日

株式会社セイファート 監査役会

常勤監査役 高木 貴美子 ㊞

社外監査役 荻野 忠彦 ㊞

社外監査役 江木 晋 ㊞

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

株式会社セイファート
代表取締役社長 長谷川 高志

2. 議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、美容室、美容師の地位向上を支援し、美容業界の発展に資する事業目的達成のため、当社の経営基盤を強固なものにすべく内部留保を確保すると同時に、業績の動向を踏まえつつ、株主の皆様への利益還元についても着実にやっていくことを基本的な方針としております。

この方針に基づき、期末における配当につきましては1株につき20円といたしたく存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき20円

配当総額 18,000,000円

(3) 剰余金の配当がその効力を生じる日

2022年3月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

利益準備金 1,800,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,800,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 現在における当社の事業内容は多岐にわたり、将来においても更なる事業拡大が見込まれるため、当社定款第2条の目的を一部変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）」附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ①変更定款第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更定款第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規程（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- なお、本議案における定款変更につきましては、本総会の終結の時をもって効力が発生するものといたしたく存じます。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

現行定款	変更案
（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社及び外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。 （1）雑誌及び情報誌の企画、編集、制作、出版及び販売 （2）広告代理店業、コンサルティング業並びに広告宣伝、販売促進、イベント企画・運営、マーケティングに関する企画・制作 （3）インターネット及び情報端末機を活用した広告、情報提供サービス及び通信販売業 （4）一般人材派遣・人材紹介業並びに訪問サービス事業	（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社及び外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。 （1）雑誌及び情報誌の企画、編集、制作、出版及び販売 （2）広告代理店業、コンサルティング業並びに広告宣伝、販売促進、イベント企画・運営、マーケティングに関する企画・制作 （3）インターネット及び情報端末機を活用した広告、情報提供サービス及び通信販売業 （4）一般人材派遣・人材紹介業並びに訪問サービス事業

(5) <u>美容師及び美容に関する職業適性能力開発のための教育訓練並びに教育教材の企画、開発、運営、翻訳及び販売</u> (6) <u>海外研修、海外留学及び海外就労に関する情報提供サービス、コンサルティング及び仲介斡旋に関する業務</u> (7) <u>美容室、美容に関連する店舗及びヘアメイク・スタイリスト事務所の経営並びに職業訓練教育施設の運営</u> (8) <u>商品の企画、製造、輸入、販売及び販売代理業並びにサービスの企画、販売及び販売代理業</u> (9) <u>各種教育施設の経営</u> (10) <u>事業会社を管理する業務</u> (11) <u>前各号に附帯する一切の業務</u>	(5) <u>職業適性能力開発のための教育訓練並びに教育教材の企画、開発、運営、翻訳及び販売</u> (6) <u>海外研修、海外留学及び海外就労に関する情報提供サービス、コンサルティング及び仲介斡旋に関する業務</u> (7) <u>店舗及びヘアメイク・スタイリスト事務所の経営並びに職業訓練教育施設の運営</u> (8) <u>商品の企画、製造、輸入、販売及び販売代理業並びにサービスの企画、販売及び販売代理業</u> (9) <u>各種教育施設の経営</u> (10) <u>古物の売買及び委託販売</u> (11) <u>事業会社を管理する業務</u> (12) <u>前各号に附帯する一切の業務</u>
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	<u>(削除)</u>
<u>(新設)</u>	<u>(電子提供措置等)</u> <u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>

<u>(新設)</u>	<u>(附則)</u> <u>1. 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更定款第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70条)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を発生するものとする。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有するものとする。</u> <u>3. 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>
--------------------	---

<新型コロナウイルス感染防止への当社の対応について>

株主各位

日頃は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

当社第32期定時株主総会における新型コロナウイルスによる感染防止に向けた当社の対応について、以下のとおりご案内いたします。

株主の皆様におかれましては、ご理解並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

<株主様へのお願い>

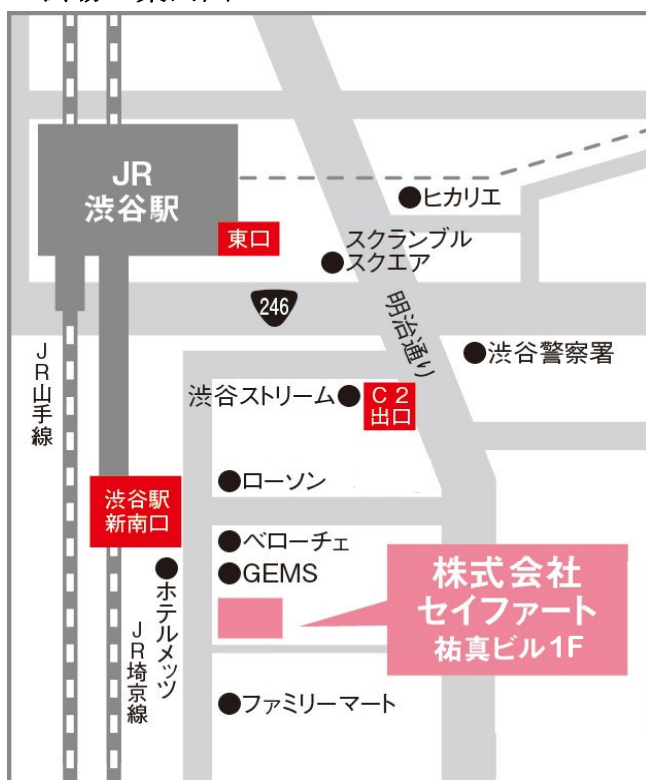
- (1) 株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、厚生労働省のWebサイトに掲載の感染予防策等を事前にご確認頂くとともに、当日の健康状態や体調等に十分にご配慮の上、ご無理をなされませぬようお願いいたします。
- (2) 議案への賛否は委任状で表明して頂くことができます。ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、株主総会のご出席を見合わせることもご検討ください。
- (3) ご来場の株主様におかれましては、マスクの着用と受付に設置しておりますアルコール消毒液による手指消毒について、ご協力をお願いいたします。
- (4) 受付前で非接触型体温計により株主様の体温を測定させて頂き、37.5℃以上の発熱が確認された場合及び体調不良と見受けられる場合には、ご入場の制限等をさせて頂く場合がございます。
- (5) 開催中、株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせて頂く場合がございます。あらかじめご了承ください。

<当社の対応について>

- (1) 株主総会の運営スタッフは、体調に問題がないことを確認した上で参加し、感染防止のためマスク着用で対応させて頂きます。
- (2) 株主様同士の間隔を広くとるよう、お席の間隔を空けて準備いたします。
- (3) 受付及び会場内にアルコール消毒液を設置いたします。

以上

<会場ご案内図>



【会場住所及び連絡先】

東京都渋谷区渋谷三丁目 27 番 11 号
 祐真ビル本館 1F
 株式会社セイファート 会議室
 03-5464-1495 (総務人事部)

<アクセス>

1. 「JR線」をご利用の場合(渋谷駅新南口改札から徒歩1～2分)
 - (1) 埼京線・湘南新宿ラインホームを経由して、恵比寿寄りの新南口改札を出ます。
 - (2) 階段・エスカレーターを降りて、右斜め前方の横断歩道をお渡りください。
 - (3) 恵比寿方面に30メートルほど進み、カフェ、飲食ビル(GEMS)並びにあるグレーのビル(祐真ビル本館)になります。
2. 「東急東横線・田園都市線・半蔵門線・副都心線」をご利用の場合(徒歩約10分)
 - (1) C2出口より地上に出ます。(出口左側は明治通り)
 - (2) そのまま歩道を200メートルほど直進(恵比寿方面)し、歩道橋のあるT字路までお進みください。
 - (3) T字路を右に曲がり、そのままJR線新南口入口の手前まで直進してください。
 - (4) JR線新南口入口を正面にして左方向(恵比寿方面)に30メートルほど進み、カフェ、飲食ビル(GEMS)並びにあるグレーのビル(祐真ビル本館)になります。
3. 「銀座線」をご利用の場合(徒歩約12分)
 - (1) スクランブルスクエア方面改札を出て、渋谷ストリームに向かってお進みください。
 - (2) STREAM LINEのスターボックスを右手に進み、突き当りのエスカレーターを降りてください。
 - (3) そのまま右に曲がり、突き当りのT字路を左方面(恵比寿方面)へ200メートルほど直進してください。
 - (4) JR線新南口入口を超え30メートルほど進み、カフェ、飲食ビル(GEMS)並びにあるグレーのビル(祐真ビル本館)になります。
4. 井の頭線をご利用の場合(徒歩約12分)
 - (1) 渋谷駅東口をご利用ください。明治通りを恵比寿方面へ進みます。
 - (2) そのまま歩道を400メートルほど直進(恵比寿方面)し、歩道橋のあるT字路までお進みください。
 - (3) T字路を右に曲がり、そのままJR線新南口入口の手前まで直進してください。
 - (4) JR線新南口入口を正面にして左方向(恵比寿方面)に30メートルほど進み、カフェ、飲食ビル(GEMS)並びにあるグレーのビル(祐真ビル本館)になります。

※ 駐車場の用意はございません。公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

※ 当社への順路がご不明な場合はお気軽にご連絡ください。

【株式会社セイファート 総務人事部：03-5464-1495】